

全国におけるクロスボウの有害がん具指定状況

	都道府県	有害指定	指定予定	種別・名称	指定日	構造	機能	選定理由	備考
1	茨城	個	-	器具・クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	平成27年7月2日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	構造、機能が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれが著しく、これを青少年に所持させることが、その健全な育成を阻害するおそれがあるため	
2	栃木	個	-	銃砲型の近代洋弓 (パーネットクロスボウ、ボウガン)	昭和60年3月12日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させる機能(弓を引く力が80ポンド[36.3kg]以上)を有するもの			
3	静岡	個	-	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	平成13年1月18日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	構造及び機能が人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められるため	
4	石川	個	-	銃砲型近代洋弓銃 (ボウガン、クロスボウ等)	平成25年12月18日	弦に引っ掛けた矢を銃同様に引き金で発射する装置	当該銃砲型近代洋弓の矢を装てんし、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から1mの距離で0.05kgf・m/cm ² (重量キログラムメートル毎平方センチメートル)以上を有するもの※射角度水平で矢を発射した場合において、おおむね装てん時の矢の先端から3mの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものである		
5	三重	包	-		平成8年10月1日	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴムその他の反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める機能を有するもの 【規則】当該がん具類用の弾丸、矢その他これらに類するもの(以下「弾丸等」という。)を装てんし、発射した場合において発射時に0.49ジュール毎平方センチメートル(弾丸等を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた新聞紙5枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができるものとする			
6	滋賀	個	-	がん具類、ボウガン (銃砲型近代洋弓)	昭和60年8月6日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物		構造、機能および使用方法等からみて人の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれがある	
7	兵庫	個	-	玩具類	令和2年6月5日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの		当該がん具類は、人体に危害を及ぼすおそれがある構造又は機能を有するものであり、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる	
8	奈良	個	-	クロスボウ	令和2年6月29日	銃型の弓で銃同様に引き金を引くことで矢を発射することができるもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端から1mの距離で0.05kgf・m/cm ² 以上のもの		
9	和歌山	個	-	クロスボウ(銃砲型近代洋弓)	令和2年6月26日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの		構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる。	
10	島根	個	-	ボウガン(銃砲型近代洋弓)	昭和60年6月11日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物		構造若しくは機能が人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあり、その健全な育成を阻害するおそれがある	
11	岡山	個	-	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	令和2年6月19日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの		

全国におけるクロスボウの有害がん具指定状況

	都道府県	有害指定	指定予定	種別・名称	指定日	構造	機能	選定理由	備考
12	広島	包	-	有害がん具刃物類	平成14年4月1日	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるもので、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの 【規則】当該がん具刃物類用の弾丸、矢その他これに類するもの(以下「弾丸等」という。)を装てんし、発射した場合において、当該弾丸等の有するエネルギーが0.8ジュール毎平方センチメートル(水平射角で弾丸等を発射した場合に、銃口から3メートルの距離にある四隅を固定した新聞紙7枚を貫通する威力)以上を有するもの			
13	福岡	包	-	がん具	平成9年に包括指定を導入	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める構造又は機能を有するもの 【規則】発射物として矢を、その矢を飛ばす力として弓を用い、弾道を安定させるために、弓の固定、弦の保持及び矢の安定保持を機械化した、照準器を有するもの			
14	熊本	個	-	バーネット・クロスボウ	昭和59年12月13日	COMANDO(全長87cm、全幅65cm、特徴スリング使用可軽量アルミ製フレーム) SUPREME(全長78cm、全幅65cm、特徴シュラウド装備) WILDCAT(全長77cm、全幅65cm、特徴コッキングレバー使用可) PANZER(全長76cm、全幅65cm、特徴スリング付軽量アルミ製フレーム)		人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれがあるため	
15	大分	包	-			【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他その他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則に定める機能を有するもの 【規則】発射時に0.05キログラムメートル毎平方センチメートル(弾丸、矢その他これに類するもの(以下「弾丸等」という。)を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする			
16	宮崎	個	-	ボウガン(BOW-GUN)	昭和60年5月24日	洋弓を銃砲型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっているもの		人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるため。	
17	沖縄	個	-	ボウガン(銃砲型近代洋弓)	昭和60年5月14日	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物		構造又は機能が身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、又は青少年の犯罪を誘発して助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある	